

厚木市地域公共交通会議規則

(趣旨)

第1条 この規則は、厚木市附属機関の設置に関する条例（昭和32年厚木市条例第17号。以下「条例」という。）に基づき設置された厚木市地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）の組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 交通会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 地域公共交通の推進に関すること。
- (2) 道路運送法（昭和26年法律第183号）及び地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）の規定に基づく協議その他地域の住民に必要な旅客輸送の確保に係る事項に関すること。

(委員)

第3条 交通会議の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 公共交通事業者
- (2) 地域公共交通の利用者
- (3) 学識経験者
- (4) 関係行政機関の職員
- (5) 厚木市職員

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長等)

第5条 交通会議に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 交通会議の会議は、会長が招集する。

2 交通会議の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 交通会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第7条 委員会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めてその意見

若しくは説明を聴き、又は関係者に対し必要な資料の提出を求めることができる。

(秘密の保持)

第8条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第9条 交通会議の庶務は、交通政策主管課で処理する。

(委任)

第10条 この規則に定めるもののほか、交通会議の運営について必要な事項は、会長が交通会議に諮って定める。

附 則

1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。